

Chapter 1

R5税制改正等の項目

Sec	項 目	基 礎 導入編	基 礎 完成編	応用編	適用時期
1	概 要			★	R5.4.1
2	試験研究費の特別控除制度			★	R5.4.1
3	特定資産の買換え		★		R5.4.1
4	株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の 計算の特例	新規（上級コースでは学習済）			R3.4.1

★マークは、各教科書で学習した項目を示しています。

法人税法 直前講義 税制改正編

本年度の改正は、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、NISAの抜本的拡充・恒久化を行うとともに、スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化するための税制上の措置を講じられました。また、より公平で中立的な税制の実現に向け、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入、グローバル・ミニマム課税の導入及び資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築を行いました。

租税特別措置については、それぞれの性質等に応じ適切な適用期限を設定しました。

1 改正の概要

令和5年度（第73回）本試験に係る法人税に関する税制改正は、主に次の項目について行われています。なお、これらの改正は、原則として令和5年4月1日以後（又は令和5年4月1日以後開始事業年度）について適用されます。

1. 試験研究費の総額に係る特別控除制度（措法42の4）

試験研究を行った場合の税額控除制度（研究開発税制）について、次の見直しがされました。

- ① 税額控除率を次のとおり見直し、その下限を1%（改正前：2%）に引き下げました。

イ 増減試験研究費割合が12%超

$$11.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 12\%) \times 0.375$$

ロ 増減試験研究費割合が12%以下

$$11.5\% - (12\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.25$$

- ② 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度の控除税額の上限について、増減試験研究費割合が4%を超える部分1%当たり当期の法人税額の0.625%（5%を上限）を加算し、増減試験研究費割合がマイナス4%を下回る部分1%当たり当期の法人税額の0.625%（5%を上限とする。）を減算する特例が設けられました。

（注）試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合には、上記の特例と試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における控除税額の上限の上乗せ特例とのうち控除税額の上限が大きくなる方の特例が適用されます。

- ③ 基準年度比売上金額減少割合が2%以上等の場合における控除税額の上限の上乗せ特例は、適用期限の到来をもって廃止されました。

2. 試験研究費の中小企業者等の特別控除制度（措法42の4）

- ① 増減試験研究費割合が9.4%を超える場合の特例を増減試験研究費割合が12%を超える場合に次のとおりとされました。
 - イ 税額控除率（12%）に、増減試験研究費割合から12%を控除した割合に0.375を乗じて計算した割合を加算
 - ロ 控除税額の上限に当期の法人税額の10%を上乗せ
- ② 基準年度比売上金額減少割合が2%以上等の場合における控除税額の上限の上乗せ特例は、適用期限の到来をもって廃止されました。

3. 特定の資産の買換え（措法65の7）

特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、次の見直しが行われました。

- ① 既成市街地等の内から外への買換えが適用対象から除外となりました。これに伴い、4号買換えは3号買換えとなりました。
- ② その3号買換えについて、東京都の特別区の区域から地域再生法の集中地域以外の地域への本店又は主たる事務所の所在地の移転を伴う買換えの課税の繰延べ割合が90%（改正前：80%）に引き上げ、集中地域以外の地域から東京都の特別区の区域への本店又は主たる事務所の所在地の移転を伴う買換えの課税の繰延べ割合を60%（改正前：70%）に引き下げられました。

4. 暗号資産の評価方法等（法61②）

暗号資産の評価方法等について、次の見直しがされました。

- ① 法人が事業年度末において有する暗号資産のうち時価評価により評価損益を計上するものの範囲から、次の要件に該当する暗号資産が除外されました。
 - イ 自己が発行した暗号資産でその発行の時から継続して保有しているものであること。
 - ロ その暗号資産の発行の時から継続して次のいずれかにより譲渡制限が行われているものであること。
 - (イ) 他の者に移転することができないようにする技術的措置がとられていること。
 - (ロ) 一定の要件を満たす信託の信託財産としていること。
- ② 自己が発行した暗号資産について、その取得価額を発行に要した費用の額とされました。

2 試験研究費の総額に係る特別控除制度（措法42の4）

〈計算パターン（増減試験研究費割合が±4%以内かつ試験研究費割合が10%以内の場合）〉

改正前	改正後
(1) 判 定 所得が前期の所得以下の一定の事業年度を除き、イ継続雇用者給与等支給額がその継続雇用者比較給与等支給額を超えること（一定の場合には一定の要件）、口国内設備投資額が減価償却費の総額の30%を超えること、の要件のいずれかに該当すること (2) 高水準制度の判定 ① 当期試験研究費 ② 平均売上金額 ③ 試験研究費割合 $\frac{①}{②}$ ④ 判 定 ③ ≤ 10% ∴ 適用なし (3) 総額制度に係る税額控除割合 ① 当期試験研究費 ② 比較試験研究費 ③ 増減試験研究費 ①－②（マイナスの場合は、そのまま） ④ 増減試験研究費割合 $\frac{③}{②}$ ⑤ 税額控除割合 イ 増減試験研究費割合が9.4%超 $10.145\% + (\text{その割合} - 9.4\%) \times 0.35$ （小数点以下3位未満切捨、最高14%） ロ 増減試験研究費割合が9.4%以下 $10.145\% - (9.4\% - \text{その割合}) \times 0.175$ （小数点以下3位未満切捨、最低2%） (4) 支出基準額 当期試験研究費の額（特別試験研究費を控除）×総額制度に係る税額控除割合 (5) 税額基準額 当期の法人税額×25% (6) 特別控除額 (4)と(5)のいずれか少ない方	(1) 判 定 所得が前期の所得以下の一定の事業年度を除き、イ継続雇用者給与等支給額がその継続雇用者比較給与等支給額を超えること（一定の場合には一定の要件）、口国内設備投資額が減価償却費の総額の30%を超えること、の要件のいずれかに該当すること (2) 高水準制度の判定 ① 当期試験研究費 ② 平均売上金額 ③ 試験研究費割合 $\frac{①}{②}$ ④ 判 定 ③ ≤ 10% ∴ 適用なし (3) 総額制度に係る税額控除割合 ① 当期試験研究費 ② 比較試験研究費 ③ 増減試験研究費 ①－②（マイナスの場合は、そのまま） ④ 増減試験研究費割合 $\frac{③}{②}$ ⑤ 税額控除割合 イ 増減試験研究費割合が12%超 $11.5\% + (\text{その割合} - 12\%) \times 0.375$ （小数点以下3位未満切捨、最高14%） ロ 増減試験研究費割合が12%以下 $11.5\% - (12\% - \text{その割合}) \times 0.25$ （小数点以下3位未満切捨、最低1%） (4) 支出基準額 当期試験研究費の額（特別試験研究費を控除）×総額制度に係る税額控除割合 (5) 税額基準額 当期の法人税額×25%（増減試験研究費割合が±4%を超える場合は、別途説明） (6) 特別控除額 (4)と(5)のいずれか少ない方

次の資料に基づき、当社（青色申告法人）の当期における試験研究費の特別控除額の計算を行いなさい。

- (1) 当期以前5事業年度の試験研究費の額は、それぞれ次のとおりである。

事業年度	試験研究費の額	売上金額
平成31年4月1日～令和2年3月31日	57,600,000円	1,367,650,000円
令和2年4月1日～令和3年3月31日	62,340,000円	1,547,845,000円
令和3年4月1日～令和4年3月31日	58,650,000円	1,483,450,000円
令和4年4月1日～令和5年3月31日	69,600,000円	1,573,450,000円
令和5年4月1日～令和6年3月31日	65,375,000円	1,772,140,000円

- (2) 当社の期末資本金の額は2億円であり、当期の調整前法人税額は140,360,000円である。なお、当社は、継続雇用者給与等支給額がその継続雇用者比較給与等支給額を超えている。

解答

(1) 判定

当社は、①継続雇用者給与等支給額がその継続雇用者比較給与等支給額を超えること、②国内設備投資額が減価償却費の総額の30%を超えること、の要件のいずれかに該当する。

∴ 適用あり

(2) 高水準制度の判定

① 当期試験研究費 65,375,000円

② 平均売上金額

$$(1,547,845,000 + 1,483,450,000 + 1,573,450,000 + 1,772,140,000) \div 4 = 1,594,221,250\text{円}$$

③ 試験研究費割合 $\frac{\text{①}}{\text{②}}$

④ 判定 ③ ≤ 10% ∴ 適用なし

(3) 総額制度に係る税額控除割合

① 当期試験研究費 65,375,000円

② 比較試験研究費

$$\frac{62,340,000 + 58,650,000 + 69,600,000}{3} = 63,530,000\text{円}$$

③ 増減試験研究費 ①－②＝1,845,000円

④ 増減試験研究費割合 $\frac{\text{③}}{\text{②}} = 0.02904\cdots$

⑤ 税額控除割合

$$\text{④} \leq 12\% \quad \therefore 11.5\% - \left(12\% - \frac{\text{③}}{\text{②}}\right) \times 0.25 = 0.0922\cdots$$

(小数点以下3位未満切捨、最低1%) → 0.092

⑥ 特別控除額

イ 支出基準額

$$65,375,000 \times 0.092 = 6,014,500\text{円}$$

ロ 税額基準額

$$140,360,000 \times 25\% = 35,090,000\text{円}$$

ハ イ < ロ ∴ 6,014,500円

〈計算パターン(増減試験研究費割合が+4%を超えかつ試験研究費割合が10%以内の場合)〉

改正前	改正後
(1) 判定 所得が前期の所得以下の一定の事業年度を除き、イ継続雇用者給与等支給額がその継続雇用者比較給与等支給額を超えること（一定の場合には一定の要件）、ロ国内設備投資額が減価償却費の総額の30%を超えること、の要件のいずれかに該当すること (2) 高水準制度の判定 ① 当期試験研究費 ② 平均売上金額 ③ 試験研究費割合 $\frac{①}{②}$ ④ 判定 ③$\leq$10% ∴ 適用なし (3) 総額制度に係る税額控除割合 ① 当期試験研究費 ② 比較試験研究費 ③ 増減試験研究費 ①－②（マイナスの場合は、そのまま） ④ 増減試験研究費割合 $\frac{③}{②}$ ⑤ 税額控除割合 イ 増減試験研究費割合が9.4%超 $10.145\% + (\text{その割合} - 9.4\%) \times 0.35$ （小数点以下3位未満切捨、最高14%） ロ 増減試験研究費割合が9.4%以下 $10.145\% - (9.4\% - \text{その割合}) \times 0.175$ （小数点以下3位未満切捨、最低2%） (4) 支出基準額 当期試験研究費の額（特別試験研究費を控除）×総額制度に係る税額控除割合 (5) 税額基準額 当期の法人税額×25% (6) 特別控除額 (4)と(5)のいずれか少ない方	(1) 判定 所得が前期の所得以下の一定の事業年度を除き、イ継続雇用者給与等支給額がその継続雇用者比較給与等支給額を超えること（一定の場合には一定の要件）、ロ国内設備投資額が減価償却費の総額の30%を超えること、の要件のいずれかに該当すること (2) 高水準制度の判定 ① 当期試験研究費 ② 平均売上金額 ③ 試験研究費割合 $\frac{①}{②}$ ④ 判定 ③$\leq$10% ∴ 適用なし (3) 総額制度に係る税額控除割合 ① 当期試験研究費 ② 比較試験研究費 ③ 増減試験研究費 ①－②（マイナスの場合は、そのまま） ④ 増減試験研究費割合 $\frac{③}{②}$ ⑤ 税額控除割合 イ 増減試験研究費割合が12%超 $11.5\% + (\text{その割合} - 12\%) \times 0.375$ （小数点以下3位未満切捨、最高14%） ロ 増減試験研究費割合が12%以下 $11.5\% - (12\% - \text{その割合}) \times 0.25$ （小数点以下3位未満切捨、最低1%） (4) 支出基準額 当期試験研究費の額（特別試験研究費を控除）×総額制度に係る税額控除割合 (5) 税額基準額 増減試験研究費割合$>$4% ∴ 当期の法人税額×25%+当期の法人税額×※ ※（増減試験研究費割合－4%）×0.625（小数点以下3位未満切捨、最高5%） (6) 特別控除額 (4)と(5)のいずれか少ない方

設例－２

試験研究費の総額に係る特別控除・増減試験研究費割合が＋４％を超える場合

次の資料に基づき、当社（試験研究費の総額に係る特別控除の適用対象法人。高水準制度の適用なし。）の当期における試験研究費の特別控除額の計算を行いなさい。

- | | |
|-------------|--------------|
| (1) 当期試験研究費 | 56,600,000 円 |
| (2) 比較試験研究費 | 46,133,333 円 |
| (3) 増減試験研究費 | 10,466,667 円 |
| (4) 当期の法人税額 | 69,600,000 円 |

解答

(1) 判 定

問題文より適用あり

(2) 高水準制度の判定

問題文より適用なし

(3) 総額制度に係る税額控除割合

- ① 当期試験研究費 56,600,000円
 ② 比較試験研究費 46,133,333円
 ③ 増減試験研究費 10,466,667円
 ④ 増減試験研究費割合 $\frac{③}{②}=0.2268\cdots$

⑤ 税額控除割合

$$④ > 12\% \quad \therefore 11.5\% + \left(\frac{③}{②} - 12\%\right) \times 0.375 = 0.15507\cdots \quad (\text{小数点以下3位未満切捨、最高14\%}) \quad \rightarrow 0.14$$

⑥ 特別控除額

イ 支出基準額

$$56,600,000 \times 0.14 = 7,924,000 \text{円}$$

ロ 税額基準額

$$④ > 4\%$$

$$\therefore 69,600,000 \times 25\% + 69,600,000 \times 0.05^* = 20,880,000 \text{円}$$

$$\begin{aligned} \times \quad & (④ - 4\%) \times 0.625 = 0.11679\cdots \quad (\text{小数点以下3位未満切捨、最高5\%}) \\ & \rightarrow 0.05 \end{aligned}$$

$$\text{ハ } \text{イ} < \text{ロ} \quad \therefore 7,924,000 \text{円}$$

〈計算パターン（増減試験研究費割合が△4%を下回りかつ試験研究費割合が10%以内の場合）〉

改正前	改正後
(1) 判 定 所得が前期の所得以下の一定の事業年度を除き、イ継続雇用者給与等支給額がその継続雇用者比較給与等支給額を超えること（一定の場合には一定の要件）、ロ国内設備投資額が減価償却費の総額の30%を超えること、の要件のいずれかに該当すること (2) 高水準制度の判定 ① 当期試験研究費 ② 平均売上金額 ③ 試験研究費割合 $\frac{①}{②}$ ④ 判 定 $③ \leq 10\%$ ∴ 適用なし (3) 総額制度に係る税額控除割合 ① 当期試験研究費 ② 比較試験研究費 ③ 増減試験研究費 ①－②（マイナスの場合は、そのまま） ④ 増減試験研究費割合 $\frac{③}{②}$ ⑤ 税額控除割合 増減試験研究費割合が9.4%以下 $10.145\% - (9.4\% - \text{その割合}) \times 0.175$ （小数点以下3位未満切捨、最低2%） (4) 支出基準額 当期試験研究費の額（特別試験研究費を控除）×総額制度に係る税額控除割合 (5) 税額基準額 当期の法人税額×25% (6) 特別控除額 (4)と(5)のいずれか少ない方	(1) 判 定 所得が前期の所得以下の一定の事業年度を除き、イ継続雇用者給与等支給額がその継続雇用者比較給与等支給額を超えること（一定の場合には一定の要件）、ロ国内設備投資額が減価償却費の総額の30%を超えること、の要件のいずれかに該当すること (2) 高水準制度の判定 ① 当期試験研究費 ② 平均売上金額 ③ 試験研究費割合 $\frac{①}{②}$ ④ 判 定 $③ \leq 10\%$ ∴ 適用なし (3) 総額制度に係る税額控除割合 ① 当期試験研究費 ② 比較試験研究費 ③ 増減試験研究費 ①－②（マイナスの場合は、そのまま） ④ 増減試験研究費割合 $\frac{③}{②}$ ⑤ 税額控除割合 増減試験研究費割合が12%以下 $11.5\% - (12\% - \text{その割合}) \times 0.25$ （小数点以下3位未満切捨、最低1%） (4) 支出基準額 当期試験研究費の額（特別試験研究費を控除）×総額制度に係る税額控除割合 (5) 税額基準額 △増減試験研究費割合＜△4% ∴ 当期の法人税額×25%－当期の法人税額×※ ※ （0に満たない部分の割合－4%） $\times 0.625$ （小数点以下3位未満切捨、最高5%） (6) 特別控除額 (4)と(5)のいずれか少ない方

設例－３

試験研究費の総額に係る特別控除・増減試験研究費割合が△４％を下回る場合

次の資料に基づき、当社（試験研究費の総額に係る特別控除の適用対象法人。高水準制度の適用なし。）の当期における試験研究費の特別控除額の計算を行いなさい。

- (1) 当期試験研究費 36,600,000 円
- (2) 比較試験研究費 46,133,333 円
- (3) 増減試験研究費 △9,533,333 円
- (4) 当期の法人税額 69,600,000 円

解答

(1) 判定

問題文より適用あり

(2) 高水準制度の判定

問題文より適用なし

(3) 総額制度に係る税額控除割合

① 当期試験研究費 36,600,000円

② 比較試験研究費 46,133,333円

③ 増減試験研究費 △9,533,333円

④ 増減試験研究費割合 $\frac{③}{②} = \Delta 0.2066\cdots$

⑤ 税額控除割合

④ ≤ 12% ∴ $11.5\% - (12\% - \frac{③}{②}) \times 0.25 = 0.0333\cdots$ （小数点以下３位未満切捨、最低１％）→ 0.033

⑥ 特別控除額

イ 支出基準額

$36,600,000 \times 0.033 = 1,207,800$ 円

ロ 税額基準額

$\Delta 0.2066\cdots < \Delta 4\%$

∴ $69,600,000 \times 25\% - 69,600,000 \times 0.05^* = 13,920,000$ 円

※ $(0.2066\cdots - 4\%) \times 0.625 = 0.1041\cdots$ （小数点以下３位未満切捨、最高５％）
→ 0.05

ハ イ < ロ ∴ 1,207,800円

3 試験研究費の中小企業者等の特別控除制度（措法42の4）

〈計算パターン（試験研究費割合が10%以内の場合）〉

改正前	改正後
(1) 高水準制度の判定 ① 当期試験研究費 ② 平均売上金額 ③ 試験研究費割合 $\frac{①}{②}$ ④ 判定 ③$\leq$10% ∴ 適用なし (2) 中小企業者等の特例 ① 当期試験研究費 ② 比較試験研究費 ③ 増減試験研究費 ①－②（マイナスの場合は、そのまま） ④ 増減試験研究費割合 $\frac{③}{②}$ ⑤ 税額控除割合 イ 増減試験研究費割合が9.4%超 $12\% + (\text{増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35$ （小数点以下3位未満切捨、最高17%） ロ 増減試験研究費割合が9.4%以下 12% (3) 支出基準額 当期試験研究費の額（特別試験研究費を控除）× 中小企業者等の特例に係る税額控除割合 (4) 税額基準額 ① 増減試験研究費割合が9.4%超 35% ② 増減試験研究費割合が9.4%以下 25% (5) 特別控除額 (3)と(4)のいずれか少ない方	(1) 高水準制度の判定 ① 当期試験研究費 ② 平均売上金額 ③ 試験研究費割合 $\frac{①}{②}$ ④ 判定 ③$\leq$10% ∴ 適用なし (2) 中小企業者等の特例 ① 当期試験研究費 ② 比較試験研究費 ③ 増減試験研究費 ①－②（マイナスの場合は、そのまま） ④ 増減試験研究費割合 $\frac{③}{②}$ ⑤ 税額控除割合 イ 増減試験研究費割合が12%超 $12\% + (\text{増減試験研究費割合} - 12\%) \times 0.375$ （小数点以下3位未満切捨、最高17%） ロ 増減試験研究費割合が12%以下 12% (3) 支出基準額 当期試験研究費の額（特別試験研究費を控除）× 中小企業者等の特例に係る税額控除割合 (4) 税額基準額 ① 増減試験研究費割合が12%超 35% ② 増減試験研究費割合が12%以下 25% (5) 特別控除額 (3)と(4)のいずれか少ない方

設例－４

試験研究費の総額に係る特別控除・中小企業者等の特別控除制度その１

次の資料により、当社（中小企業者等）の当期における税額控除額を計算しなさい。なお、当期の法人税額は42,960,000円であり、比較試験研究費の額は46,133,333円である。また、高水準制度の適用はないものとする。

－資料－

事業年度	R 2 . 4 . 1 ～ R 3 . 3 . 31	R 3 . 4 . 1 ～ R 4 . 3 . 31	R 4 . 4 . 1 ～ R 5 . 3 . 31	R 5 . 4 . 1 ～ R 6 . 3 . 31
試験研究費の額	42,500,000円	43,200,000円	52,700,000円	56,600,000円

解答

(1) 高水準制度の判定

問題文より適用なし

(2) 中小企業者等制度に係る税額控除割合

- ① 当期試験研究費 56,600,000円
- ② 比較試験研究費 46,133,333円
- ③ 増減試験研究費 10,466,667円（マイナスの場合は、そのまま）
- ④ 増減試験研究費割合

$$\frac{\text{③}}{\text{②}} = 0.2268\cdots$$

⑤ 税額控除割合

$$\frac{\text{③}}{\text{②}} > 12\% \quad \therefore 12\% + \left(\frac{\text{③}}{\text{②}} - 12\% \right) \times 0.375 = 0.16007\cdots \quad (\text{小数点以下3位未満切捨、最高17\%}) \rightarrow 0.160$$

(3) 支出基準額

$$56,600,000 \times 0.160 = 9,056,000 \text{ 円}$$

(4) 税額基準額

$$42,960,000 \times 35\% = 15,036,000 \text{ 円}$$

(5) 特別控除額

$$(3) < (4) \quad \therefore 9,056,000 \text{ 円}$$

設例－5

試験研究費の総額に係る特別控除・中小企業者等の特別控除制度その2

次の資料により、当社（中小企業者等）の当期における税額控除額を計算しなさい。なお、当期の法人税額は42,960,000円であり、比較試験研究費の額は46,133,333円ある。また、高水準制度の適用はないものとする。

－資料－

事業年度	R 2 . 4 . 1 ～ R 3 . 3 . 31	R 3 . 4 . 1 ～ R 4 . 3 . 31	R 4 . 4 . 1 ～ R 5 . 3 . 31	R 5 . 4 . 1 ～ R 6 . 3 . 31
試験研究費の額	42,500,000円	43,200,000円	52,700,000円	36,600,000円

解答

(1) 高水準制度の判定

問題文より適用なし

(2) 中小企業者等制度に係る税額控除割合

① 当期試験研究費 36,600,000円

② 比較試験研究費 46,133,333円

③ 増減試験研究費 $\Delta 9,533,333$ （マイナスの場合は、そのまま）

④ 増減試験研究費割合

$$\frac{\text{③}}{\text{②}} = \Delta 0.2066 \dots$$

⑤ 税額控除割合

$$\frac{\text{③}}{\text{②}} \leq 12\% \therefore 12\%$$

(2) 支出基準額

$$36,600,000 \times 12\% = 4,392,000 \text{ 円}$$

(3) 税額基準額

$$42,960,000 \times 25\% = 10,740,000 \text{ 円}$$

(4) 特別控除額

$$(3) < (4) \therefore 4,392,000 \text{ 円}$$

4 特定資産の買換えの圧縮記帳・譲渡資産と買換資産の範囲（措法65の7）

改正前			改正後		
区 分	内 容		区 分	内 容	
第一号	譲渡資産	既成市街地等内にある次の資産で、所有期間が10年を超えるもの ----- (1) 事業用の建物（附属設備を含みます。） (2) (1)の建物の敷地である土地等	第一号	廃 止	
	買換資産	既成市街地等以外（国内に限ります。）にある次の資産 ----- (1) 土地等 (2) 建物（附属設備を含みます。） (3) 構築物 (4) 機械及び装置			
第四号	譲渡資産	国内にある次の資産で、所有期間が10年を超えるもの ----- (1) 土地等 (2) 建物（附属設備を含みます。） (3) 構築物	第三号	譲渡資産	国内にある次の資産で、所有期間が10年を超えるもの ----- (1) 土地等 (2) 建物（附属設備を含みます。） (3) 構築物
	買換資産	国内にある次の資産 ----- (1) 土地等 (2) 建物（附属設備を含みます。） (3) 構築物		買換資産	国内にある次の資産 ----- (1) 土地等 (2) 建物（附属設備を含みます。） (3) 構築物

5 特定資産の買換えの圧縮記帳・課税の繰延べ割合（措法65の7）

改正前			改正後		
区 分		圧縮限度額 割 合	区 分		圧縮限度額 割 合
第四号で譲渡 資産が集中地 域以外の地域 内にある場合	大都市等（東京 23区）への買換 え	70%	第三号で譲渡 資産が集中地 域以外の地域 内に所在	東京23区への買 換え	70%
	買換資産が集中 地域に所在	75%		東京23区への買 換え（譲渡資産 及び買換資産の いずれもが本店 資産である場 合）	60%
上記以外		80%		買換資産が集中 地域に所在	75%
			第三号で譲渡 資産が東京23 区内に所在す る本店資産	買換資産が集中 以外の地域に所 在する本店資産	90%
			上記以外		80%

次の資料により、当社の当期における税務上の調整を示しなさい。

- (1) 当社は、令和5年10月3日に国内の集中地域以外の地域に所在する次の土地を譲渡している。当社は、譲渡対価の額と譲渡直前の帳簿価額との差額を当期の収益に計上している。

種 類	取 得 日	譲渡対価の額	譲渡直前の帳簿価額	面 積
土 地	平成20年10月1日	120,000,000円	57,600,000円	1,200㎡

- (2) 当社はこの譲渡に伴い、契約の一環として土地の上に存していた建物を取壊している。その取壊した建物の取壊し直前の帳簿価額18,000,000円及び支出した取壊し費用1,500,000円については当期の費用に計上している。
- (3) 当社は、令和6年2月15日に東京都千代田区に所在する土地（面積は300㎡である。）を150,000,000円で取得し、直ちに建物の建設に着手している。なお、建物は令和6年5月20日から事業の用に供する見込みである。
- (4) 当社は、取得した土地について損金経理により35,000,000円の圧縮損を計上し、帳簿価額を直接減額している。
- (5) 譲渡資産及び買換資産は、いずれも本店資産に該当する。

解答

- (1) 差益割合

$$\frac{120,000,000 - (57,600,000 + 18,000,000 + 1,500,000)}{120,000,000} = 0.3575$$

- (2) 圧縮限度額

$$120,000,000\text{円} < 150,000,000\text{円} \quad \therefore 120,000,000\text{円}$$

$$120,000,000 \times 0.3575 \times 60\% = 25,740,000\text{円}$$

- (3) 圧縮超過額

$$35,000,000 - (2) = 9,260,000\text{円}$$

(単位：円)

区 分		金 額	留 保	社外流出
加算	圧縮超過額（土地）	9,260,000	9,260,000	
減算				

次の資料により、当社の当期における税務上の調整を示しなさい。

- (1) 当社は、令和5年10月3日に東京都千代田区に所在する次の土地を譲渡している。当社は、譲渡対価の額と譲渡直前の帳簿価額との差額を当期の収益に計上している。

種 類	取 得 日	譲渡対価の額	譲渡直前の帳簿価額	面 積
土 地	平成20年10月1日	120,000,000円	57,600,000円	200㎡

- (2) 当社はこの譲渡に伴い、契約の一環として土地の上に存していた建物を取壊している。その取壊した建物の取壊し直前の帳簿価額18,000,000円及び支出した取壊し費用1,500,000円については当期の費用に計上している。
- (3) 当社は、令和6年2月15日に国内の集中地域以外の地域に所在する土地（面積は1,200㎡である。）を150,000,000円で取得し、直ちに建物の建設に着手している。なお、建物は令和6年5月20日から事業の用に供する見込みである。
- (4) 当社は、取得した土地について損金経理により40,000,000円の圧縮損を計上し、帳簿価額を直接減額している。
- (5) 譲渡資産及び買換資産は、いずれも本店資産に該当する。

解答

- (1) 差益割合

$$\frac{120,000,000 - (57,600,000 + 18,000,000 + 1,500,000)}{120,000,000} = 0.3575$$

- (2) 圧縮限度額

$$120,000,000\text{円} < 150,000,000 \times \frac{200\text{㎡} \times 5}{1,200\text{㎡}} = 125,000,000\text{円} \quad \therefore 120,000,000\text{円}$$

$$120,000,000 \times 0.3575 \times 90\% = 38,610,000\text{円}$$

- (3) 圧縮超過額

$$40,000,000 - (2) = 1,390,000\text{円}$$

(単位：円)

区 分		金 額	留 保	社外流出
加算	圧縮超過額（土地）	1,390,000	1,390,000	
減算				

6 特定資産の買換えの圧縮記帳・第二号買換え（措法65の7）

実質的には、改正前と変わらない規定ですが、第一号買換えが廃止となったため、注目度が高くなることが予想され、取り上げることとしました。なお、圧縮限度額割合は80%です。

第二号	譲渡資産	既成市街地等内にある次の資産 ----- (1) 土地等 (2) 建物（附属設備を含みます。） (3) 構築物
	買換資産	既成市街地等内にある次の資産 ----- (1) 土地等 (2) 建物（附属設備を含みます。） (3) 構築物 (4) 機械装置

（注） 買換資産は、都市再開発法による市街地再開発事業（その施行される土地の区域の面積が五千平方メートル以上であるものに限ります。）に関する都市計画の実施に伴うものです。買換資産からは、次のもの（その敷地の用に供される土地等を含みます。）が除かれます。

- ・中高層耐火建築物（地上階数4階以上）以外の建物
- ・住宅の用に供される部分が含まれる建物（住宅の用に供される部分に限ります。）

次の資料により、当社の当期における税務上の調整を示しなさい。

- (1) 当社は、令和６年１月１０日に既成市街地等内に所在する当社所有の次の土地を不動産会社に譲渡している。なお、この土地の譲渡に伴い、この土地の上に存していた倉庫用建物を取り壊しており、その帳簿価額及び取壊費用その他譲渡に要した経費の合計額２,２５０,０００円を当期の費用に計上している。

種 類	取 得 日	譲渡対価の額	譲渡直前の帳簿価額	面 積
土 地	平成１６年４月１７日	９０,０００,０００円	４５,０００,０００円	１,１６４㎡

- (2) 当社は令和６年３月３日に(1)の譲渡代金に手持資金を加えて、既成市街地等内に所在する次の土地及びその上に存する倉庫用建物（５階建ての中高層耐火建築物）を取得し、直ちに事業の用に供している。なお、この取得は、都市再開発法による市街地再開発事業に関する都市計画の実施に伴うものである。

種 類	取 得 日	購入代価の額	面 積
土 地	令和６年３月３日	７５,０００,０００円	６,０００㎡
倉庫用建物	令和６年３月３日	３８,０００,０００円	—

- (3) 当社は上記の買換えに伴い、取得資産の購入代価の額を取得価額として付すとともに、譲渡資産の譲渡対価の額と譲渡直前の帳簿価額との差額を固定資産売却益として当期の収益に計上している。また、当社は、この買換えについて租税特別措置法第６５条の７《特定の資産の買換えの場合の課税の特例》の規定の適用を受けることとし、取得した土地及び倉庫用建物について、次のとおり損金経理により圧縮損及び減価償却費を計上している。

種 類	圧 縮 損	減価償却費
土 地	３５,０００,０００円	—
倉庫用建物	１０,０００,０００円	９８,０００円

- (4) 当社は、減価償却資産の償却方法につき、定額法を選定し届け出ている。なお、償却率等の資料は次のとおりである。

耐用年数	定額法償却率
２４年	０.０４２

解答

１．圧縮記帳

- (1) 差益割合

$$\frac{90,000,000 - (45,000,000 + 2,250,000)}{90,000,000} = 0.475$$

- (2) 圧縮限度額

① 土 地

$$90,000,000 \text{円} > 75,000,000 \times \frac{1,164 \text{㎡} \times 5}{6,000 \text{㎡}} = 72,750,000 \text{円} \quad \therefore 72,750,000 \text{円}$$

$$72,750,000 \times 0.475 \times 80\% = 27,645,000 \text{円}$$

② 倉庫用建物

$$90,000,000 - 72,750,000 = 17,250,000 \text{円} < 38,000,000 \text{円} \quad \therefore 17,250,000 \text{円}$$

$$17,250,000 \times 0.475 \times 80\% = 6,555,000 \text{円}$$

(3) 圧縮超過額

① 土地

$$35,000,000 - 27,645,000 = 7,355,000 \text{円}$$

② 倉庫用建物

$$10,000,000 - 6,555,000 = 3,445,000 \text{円 (償却費)}$$

2. 減価償却

(1) 償却限度額

$$(38,000,000 - 6,555,000) \times 0.042 \times \frac{1}{12} = 110,057 \text{円}$$

(2) 償却超過額

$$(98,000 + 3,445,000) - 110,057 = 3,432,943 \text{円}$$

(単位：円)

	項 目	金 額	留 保	社 外 流 出
加 算	土 地 圧 縮 超 過 額	7,355,000	7,355,000	
	減 価 償 却 超 過 額 (倉庫用建物)	3,432,943	3,432,943	
減 算				

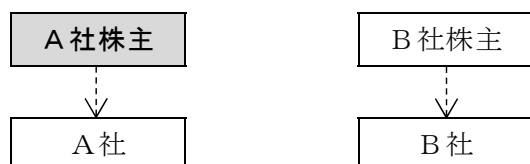
株式等に対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例

1. 概要(措法 66 の2①)

法人が、株式交付によりその所有株式を譲渡し、その株式交付に係る株式交付親会社の株式の交付を受けた場合^{*01)}には、その譲渡に係る対価の額は、その所有株式のその株式交付の直前の帳簿価額に相当する金額に株式交付割合を乗じて計算した金額とその株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額（その株式交付親会社の株式の価額及び配当見合い金銭等の額を除きます。）とを合計した金額とする特例（すなわち課税の繰延べができる特例）が適用されます。

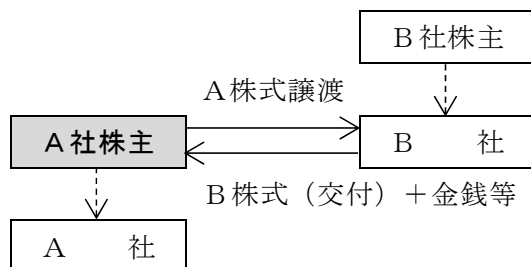
^{*01)} その株式交付により交付を受けた株式交付親会社の株式の価額がその株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額の 80%に満たない場合を除きます。この制度は、法人が、その有する株式を発行した他の法人を株式交付子会社とする株式交付によりその株式を譲渡し、その株式交付に係る株式交付親会社の株式の交付を受けた場合には、その譲渡した株式のその譲渡に係る収益の額は、譲渡原価の額とする、すなわち、譲渡利益額又は譲渡損失額を計上しないというものです。

① 株式交付前



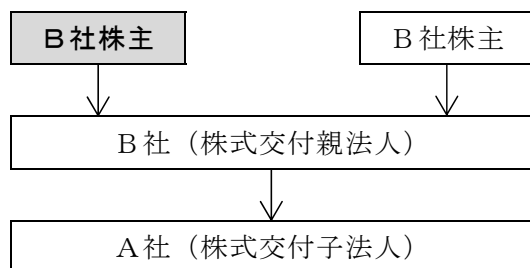
② 株式交付

株式交付は、A社株主とB社との間で、それぞれの株式を交換することにより行われます。



この取引により、B社（親法人）とA社（子法人）は50%超親子会社となり、株式交付に応じたA社株主はB社株主となります。

③ 株式交付後



2. 対象となる株式の譲渡(措法 66 の2①)

本制度は、法人が所有株式を発行した他の法人を株式交付子会社(注1)とする株式交付(注2)によりその所有株式を譲渡し、その株式交付に係る株式交付親会社(注3)の株式の交付を受けた場合(その株式交付により交付を受けた株式交付親会社の株式の価額がその株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額の80%に満たない場合を除きます。)に適用があります。

(注1) 株式交付子会社とは、株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式を発行する株式会社をいいます(会社法 774 の3①一)。

(注2) 株式交付とは、株式会社が他の株式会社をその子会社とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、その株式の譲渡人に対してその株式の対価としてその株式会社の株式を交付することをいいます(会社法 2 三十二の二)。

(注3) 株式交付親会社とは、株式交付をする株式会社をいいます(会社法 774 の3①一)。

3. 株式交付割合(措法 66 の2①)

株式交付割合とは、株式交付により交付を受けた株式交付親会社の株式の価額がその株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額(配当見合い金銭等の額(剰余金の配当として交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額をいいます。以下同じです。))を除きます。)のうちに占める割合をいいます。

株式交付割合

$$\frac{\text{交付を受けた株式交付親会社の株式の価額}}{\text{交付を受けた金銭の額} + \text{金銭以外の資産の価額の合計額}}$$

4. 譲渡対価の額の計算(措法 66 の2の2①)

株式交付によりその所有株式を譲渡をした場合の譲渡対価の額は、次により計算した金額となります。

譲渡対価の額

$$\begin{array}{ccccc} \text{所有株式の株式交付} & & \text{株式交} & & \text{交付を受けた} \\ \text{直前の帳簿価額} & \times & \text{付割合} & + & \text{金銭等の額}^{*02} \end{array}$$

*02) 交付を受けた金銭等の額とは、交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額から交付を受けた株式交付親会社の株式の価額及び配当見合い金銭等の額の合計額を控除した金額をいいます。

次の資料により当社の当期における税務上の調整を示しなさい。

- (1) 当社はA社株式を所有していたが、その発行人であるA社は令和5年10月5日に会社法に規定する株式交付により、株式交付親会社となるB社に株式を譲渡して株式交付子会社となることとなった。
- (2) 当社は、当社の所有するA株式の全てをB社に移転し、B社が発行する新株の割当及び交付金の交付を受けることとなった。

なお、この株式交換に係る資料は次のとおりである。

株式交換直前の当社所有A社株式	10,000株（帳簿価額4,800,000円）
割当を受けたB社株式	10,000株（時価総額7,680,000円）
交付を受けた交付金の額	旧株1株当たり32円（総額320,000円）

- (3) 当社は、割当を受けたB社株式の取得価額として、A社株式の譲渡直前の帳簿価額4,800,000円を付し、交付を受けた交付金の額については当期の収益に計上している。

解答

- (1) 会社計上の譲渡益

320,000 円

- (2) 税務上の譲渡益

- ① 特例の判定

$$\frac{7,680,000}{320,000 + 7,680,000} = 0.96 \geq 80\% \quad \therefore \text{適用あり}$$

- ② 譲渡対価

$$4,800,000 \times 0.96 + 320,000 = 4,928,000 \text{ 円}$$

- ③ 譲渡原価

4,800,000 円

- ④ 譲渡益

$$\text{②} - \text{③} = 128,000 \text{ 円}$$

- (3) 過大計上

$$\text{(1)} - \text{(2)} = 192,000 \text{ 円}$$

(単位：円)

区 分		金 額	留 保	社外流出
加算				
減算	B 社 株 式 過 大 計 上	192,000	192,000	

解説

金銭等の交付を受けていない場合は、譲渡損益が生じないことになります。

5. まとめ

基本算式

(1) 会社計上の譲渡損益

(2) 税務上の譲渡益

① 特例の判定

$$\frac{\text{交付を受けた株式交付親会社の株式の価額}}{\text{交付を受けた金銭の額} + \text{金銭以外の資産の価額の合計額}} \\ (\text{株式交付割合}) \geq 80\% \quad \therefore \text{適用あり}$$

② 譲渡対価

$$\begin{array}{ccccc} \text{所有株式の株式交付} & & \text{株式交} & & \text{交付を受けた} \\ \text{直前の帳簿価額} & \times & \text{付割合} & + & \text{金銭等の額} \end{array}$$

③ 譲渡原価

譲渡直前の帳簿価額

④ 譲渡損益

$$\text{②} - \text{③} \text{又は} \text{③} - \text{②}$$

(3) 過大計上又は計上もれ

$$\text{(1)} - \text{(2)} \text{又は} \text{(2)} - \text{(1)}$$

Chapter2

理論集の改訂項目

番 号	項 目	該当ページ
8－5	不正行為等に係る費用等の損金不算入	2
15－4	試験研究費の特別控除	3～6
20－2	公益法人関係税制の概要	7～8
新 規	株式等を対価とする株式の譲渡	9～10

※ 改正による変更部分は、赤色及びラインで示しています。

8-5 営業経費等

出題年度：H20

不正行為等に係る費用等の損金不算入



1 隠ぺい仮装行為（法55①②）❖❖❖

- (1) 内国法人が、隠ぺい仮装行為によりその法人税の負担を減少させ、又は減少させようとする場合には、その隠ぺい仮装行為に要する費用の額又はその隠ぺい仮装行為により生ずる損失の額は、各事業年度の損金の額に算入しない。
- (2) (1)の規定は、内国法人が隠ぺい仮装行為によりその納付すべき法人税以外の租税の負担を減少させ、又は減少させようとする場合について準用する。
- (3) 内国法人が、隠ぺい仮装行為に基づき確定申告書を提出しており、又は確定申告書を提出していなかった場合には、これらの確定申告書に係る事業年度の原価の額、費用の額及び損失の額（その内国法人がその事業年度の確定申告書を提出していた場合には、これらの額のうち、その確定申告書に記載した金額等を除く。）は、各事業年度の損金の額に算入しない。ただし、保存する帳簿書類等により、取引が行われたこと及びこれらの額が明らかである場合には、この限りでない。

2 附帯税等（法55③④）❖❖

内国法人が納付する次のものの額は、各事業年度の損金の額に算入しない。

- (1) 附帯税等
 - ① 国税に係る延滞税等並びに印紙税法の規定による過怠税
 - ② 地方税に係る延滞金等（納期限の延長による延滞金を除く。）
- (2) 罰料金等
 - ① 罰金及び科料並びに過料
 - ② 一定の法律の規定による課徴金及び延滞金

3 贈賄等（法55⑤）❖

内国法人が供与する次の額は、各事業年度の損金の額に算入しない。

- (1) 刑法に規定する賄賂に相当する費用又は損失の額
- (2) 不正競争防止法に規定する金銭その他の利益に相当する費用又は損失の額

15-4 税額計算

試験研究費の特別控除



1 総額に係る税額控除（措法42の4①②）❖❖❖

青色申告法人の各事業年度において、**試験研究費の額**（その試験研究費に充てるため他の者から支払を受ける金額を控除した金額。以下同じ。）がある場合には、その事業年度の調整前法人税額から、次の金額を控除する。

ただし、その事業年度の調整前法人税額の**25%相当額**を限度とする。

試験研究費の額×税額控除割合（下記の（注）の割合とするが、設立事業年度等であるときは8.5%）

（注）① 増減試験研究費割合＜**12%**の場合

11.5%＋（増減試験研究費割合－**12%**）×**0.375**（小数点以下3位未満切捨、最高14%）

② 増減試験研究費割合≤**12%**の場合

11.5%－（**12%**－増減試験研究費割合）×**0.25**（小数点以下3位未満切捨、最低**1%**）

2 中小企業者等の税額控除（措法42の4④⑤）❖❖❖

中小企業者等（適用除外事業者に該当するものを除く。）の各事業年度（**①**の適用を受ける事業年度を除く。）において、試験研究費の額がある場合には、その事業年度の調整前法人税額からその試験研究費の額に**税額控除割合（12%）**を乗じた金額を控除する。

ただし、その事業年度の調整前法人税額の25%相当額を限度とする。

なお、増減試験研究費割合が**12%**超の場合は、**税額控除割合は次の割合とする。**

12%＋（増減試験研究費割合－**12%**）×**0.375**（小数点以下3位未満切捨、最高17%）

3 試験研究費割合が10%超の場合の税額控除割合（措法42の4②⑤）

①又は**②**の適用を受ける事業年度において、**試験研究費割合が10%超**の場合には、**①**又は**②**の税額控除割合は、**①**又は**②**の税額控除割合と**①**又は**②**の税額控除割合に次の割合を乗じて計算した割合とを合計した割合（**①**は最高14%。**②**は最高17%）とする。

（試験研究費割合－10%）×0.5（最高10%）

4 総額に係る税額控除の控除上限額の特例（措法42の4③）

①に規定する法人の次のそれぞれの事業年度における①の適用については、控除上限額は、①にかかわらず、その事業年度の調整前法人税額の25%相当額に次のそれぞれの金額（いずれにも該当する事業年度にあつては、それぞれの金額の合計額）を加算した金額とする。

(1) 設立日以後10年を経過する日までの期間内の日を含む一定の事業年度

調整前法人税額の15%相当額

(2) 次の事業年度

調整前法人税額に次の事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合（①及び③の事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては、①又は③のいずれか高い割合）を乗じて計算した金額

① 増減試験研究費割合が4%を超える事業年度（設立事業年度等を除く。）

$(\text{増減試験研究費割合} - 4\%) \times 0.625$ （小数点以下3位未満切捨、最高5%）

② 増減試験研究費割合が0に満たない場合のその満たない部分の割合が4%を超える事業年度（設立事業年度等及び③の事業年度を除く。）

$0 - (0 \text{ に満たない部分の割合} - 4\%) \times 0.625$ （小数点以下3位未満切捨、最高5%）

③ 試験研究費割合が10%超の事業年度

$(\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 2$ （小数点以下3位未満切捨、最高10%）

5 中小企業者等の税額控除の控除上限額の特例（措法42の4⑥）

②に規定する中小企業者等の次のそれぞれの事業年度における②の適用については、控除上限額は、②にかかわらず、その事業年度の調整前法人税額の25%相当額に次のそれぞれの金額を加算した金額とする。

(1) 増減試験研究費割合が12%超の事業年度

調整前法人税額の10%相当額

(2) 試験研究費割合が10%超の事業年度（(1)の事業年度を除く。）

調整前法人税額 $\times$ $(\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 2$ （小数点以下3位未満切捨、最高10%）

6 特別試験研究費の額がある場合（措法42の4⑦）♣♣

青色申告法人の各事業年度において、特別試験研究費の額（①又は②の計算の基礎になったものを除く。）がある場合には、その事業年度の調整前法人税額から、次の金額の合計額を控除する。

ただし、その事業年度の調整前法人税額の10%相当額を限度とする。

- (1) その特別試験研究費の額のうち**特別試験研究機関等と共同**又はその機関等に委託する試験研究費の額として一定のものの30%相当額
- (2) その特別試験研究費の額のうち**他の者と共同**して行う試験研究又は他の者に委託する試験研究であって、**革新的なもの又は国立研究開発法人等における研究開発の成果を実用化**するために行うものに係る試験研究費の額として一定のものの25%相当額
- (3) その特別試験研究費の額のうち(1)及び(2)に該当しないものの20%相当額

7 給与が増加しなかった場合等の適用除外（措法42の13⑥）✧

① ⑥の規定は、**中小企業者等**（適用除外事業者に該当するものを除く。）以外の法人が、その特定対象年度において次の要件のいずれにも該当しないとき（特定対象年度の所得の金額がその前事業年度の所得の金額以下である一定の場合を除く。）は、適用しない。

- (1) 次の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。
 - ① その対象年度終了の時ににおいて、その法人の資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合で一定の場合

$$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 1\%$$
 - ② ①以外の場合

その法人の継続雇用者給与等支給額がその継続雇用者比較給与等支給額を超えること。
- (2) その法人の国内設備投資額がその当期償却費総額の30%相当額を超えること。

8 申告要件（措法42の4㉑）✧

① ② ⑥の規定は、確定申告書等（これらの規定により控除を受ける金額を増加させる**修正申告書**又は**更正請求書**を含む。）に控除を受ける金額その他一定の金額及びその明細を記載した書類の**添付**がある場合に限り、控除額の計算の基礎となる試験研究費の額等は、確定申告書等に添付された書類に記載された試験研究費の額等を基礎として計算した金額を限度として適用する。

9 試験研究費の額の意義（措法42の4㉒）✧✧

次に掲げる金額の合計額（その金額に係る費用に充てるため**他の者から支払を受ける金額を控除した金額**）をいう。

- (1) 次に掲げる費用の額（原価として損金算入されるものを除く。）で**損金算入**されるもの

- ① 製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究（新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行うものに限る。）のために要する費用（一定のものを除く。）
 - ② 対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究として一定の試験研究のために要する費用で一定のもの
- (2) (1)に掲げる費用の額で研究開発費として損金経理した金額のうち、棚卸資産若しくは固定資産（事業供用時において(1)の試験研究の用に供する固定資産を除く。）の取得に要した金額とされるべき費用の額又は繰延資産（(1)の試験研究のために支出した費用に係る繰延資産を除く。）となる費用の額

20-2 その他

出題年度：なし

公益法人関係税制の概要

1 課税所得の範囲及び税率❖❖❖

(1) 課税所得の範囲（法5、7、令5）

公益法人等に対しては、各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得について、各事業年度の所得に対する法人税を課する。

ただし、公益社団法人及び公益財団法人の公益目的事業に係るものについては、この限りでない。

(2) 税率（法66、措法42の3の2①）

① 一般社団法人等

23.2%（各事業年度の所得の金額のうち年800万円以下の金額については15%）

② ①以外の公益法人等

19%（各事業年度の所得の金額のうち年800万円以下の金額については15%）

2 公益法人等に移行する場合❖❖

(1) 課税所得等の範囲の変更（法10の3①②）

普通法人又は協同組合等が公益法人等に該当することとなった場合には、その該当日の前日にその普通法人又は協同組合等が解散したものとみなし、その該当日にその公益法人等が設立されたものとみなす。

(2) 事業年度の特例（法14四）

普通法人若しくは協同組合等が事業年度の中途において公益法人等に該当することとなった場合の事業年度は、事業年度の意義の規定にかかわらず、その事実が生じた日の前日に終了し、これに続く事業年度は、同日の翌日から開始するものとする。

3 普通法人に移行する場合❖❖

(1) 所得金額の計算（法64の4①、令131の4①）

公共法人又は公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなった場合には、その該当日前の収益事業 （公益法人等が行うものに限る。） 以外の事業から生じた累積所得金額又は累積欠損金額相当額は、その該当日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

（注1）累積所得金額

該当日の資産の帳簿価額が負債の帳簿価額並びに資本金等の額及び利益積立金額の合計額を超える場合のその超える部分の金額をいう。

（注2）累積欠損金額

該当日の負債の帳簿価額並びに資本金等の額及び利益積立金額の合計額が資産の帳簿価額を超える場合のその超える部分の金額という。

(2) 事業年度の特例（法14四）

公共法人又は公益法人等が事業年度の中途において普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった場合の事業年度は、事業年度の意義の規定にかかわらず、その事実が生じた日の前日に終了し、これに続く事業年度は、同日の翌日から開始するものとする。

新規 組織再編成等

出題年度：H24

株式等を対価とする株式の譲渡**1 株式交付子会社の株主**

(1) 有価証券の取得価額

① ②以外の場合（令119①）

取得時における取得のために通常要する価額とする。

② (2)②の適用を受けた場合（措令39の10の2③）

譲渡株式の譲渡直前の帳簿価額に株式交付割合を乗じて計算した金額に交付費用を加算した金額とする。

(2) 有価証券の譲渡損益（法61の2①②）

① ②以外の場合

内国法人が有価証券の譲渡をした場合には、その譲渡に係る譲渡利益額（(イ)から(ロ)を控除した金額）又は譲渡損失額（(ロ)から(イ)を控除した金額）は、合併の日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

(イ) その有価証券の譲渡時の有償によるその譲渡により通常得べき対価の額（みなし配当の額を控除した金額）

(ロ) その有価証券の譲渡原価の額

② 特例（措法66の2）

法人が、所有株式を発行した他の法人を株式交付子会社とする株式交付によりその所有株式を譲渡し、その株式交付に係る株式交付親会社株式の交付を受けた場合（交付を受けた株式交付親会社株式の価額が交付を受けた資産の価額の合計額の80%未満の場合を除く。）におけるその譲渡により通常得べき対価の額は、その所有株式のその株式交付の直前の帳簿価額相当額に株式交付割合を乗じて計算した金額と交付を受けた資産の価額（株式交付親会社株式の価額等を除く。）とを合計した金額とする。

2 株式交付親会社

(1) 有価証券の取得価額（令119①）

① ②以外の場合

取得時における取得のために通常要する価額とする。

② 株式交付により株式交付子会社株式を取得した場合（交付した自己株式の価額が交付した資産の価額の合計額の80%未満の場合を除く。）（措令39の10の2④）

(イ) 株式交付親会社株式以外の資産を交付しない場合

- (a) 株式交付子会社株式を50人未満の株主から取得した場合
その株主が有していたその株式のその取得の直前における帳簿価額相当額
(取得費用の額を加算した金額)
 - (b) 株式交付子会社株式を50人以上の株主から取得した場合
その株式交付子会社の前事業年度終了の時の資産の帳簿価額から負債の帳簿価額を減算した金額相当額に株式交付子会社の発行済株式総数のうちを取得した株式交付子会社株式数の占める割合を乗ずる方法その他一定の方法により計算した金額 (取得費用の額を加算した金額)
 - (㍑) 株式交付親会社株式以外の資産を交付した場合
上記(イ)の(a)又は(b)の金額に株式交付割合を乗じて計算した金額と交付した資産の価額等の合計額 (取得費用を加算した金額)
- (2) 資本金等の額の増加額
- 次の金額の合計額は、資本金等の額の増加額とする。
- ① 株式交付により増加した資本金の額
 - ② 株式交付子会社株式の取得価額から増加資本金額等を減算した